

事務連絡

平成 21 年 2 月 6 日

各都道府県介護保険主管部局 御中

厚生労働省老健局老人保健課

訪問看護事業所の出張所等の設置申請の実態調査結果について(情報提供)

日頃より、介護保険制度の円滑な推進及び訪問看護事業所への適切な指導等にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 20 年 8 月に社団法人全国訪問看護事業協会が、「サテライト設置申請の実態調査」を行い、その結果が別添のとおりとりまとまったところですので情報提供致します。

指定訪問看護事業者の指定は、原則として事業所ごとに行うものとしていますが、例外的に待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等「従たる事業所」(いわゆるサテライト)について、要件を満たすものについては、一体的な指定訪問看護等の提供の単位として主たる事業所に含めて指定することができる取扱いとなっております。

これまで「従たる事業所」については、訪問看護事業の効率化及び充実を図ることを目的に、

- ・平成 8 年に、過疎地域等において、「出張所等」を一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができることとしていましたが、
- ・平成 10 年には、「出張所等」に係る地域の要件を「患家が散在していること、交通が不便であることその他の地域の実情により効果的な訪問看護事業を行うことが困難な状況にある地域」に緩和し、さらに、
- ・平成 12 年には当該地域の要件を撤廃しております。

こうした経緯を踏まえ、今後とも「出張所等」について積極的に活用していただくよう、「出張所等」の設置に関する要件について、ご理解及び適切に対応していただくとともに関係者に対し十分な周知をお願い致します。